

選定審査方法の変更について

令和 5 年 6 月 2 日付で堺市指定管理者候補者選定委員会規則の一部が改正。(改正内容：委員長の採点参加 等)

第 1 回会議(令和 5 年 3 月 28 日開催)で承認を得た審査方法及び採点(案)は、改正前の同規則に基づいているため、下記のとおり内容変更の承認を伺うもの。

○審査方法及び採点について(案)(該当箇所抜粋)

変更前
1 選定方法について (1) (略) (2) 点数は、「200点満点/人× 委員長を除く出席委員数 =満点」とする。 (例：出席委員が4人の場合、満点が800点となる。) (3) 委員長を除く出席委員全員 の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、指定管理者候補者として適格者なしとする。 (4) (略)
変更後(案)
1 選定方法について (1) (略) (2) 点数は、「200点満点/人× 出席委員数 =満点」とする。 (例：出席委員が4人の場合、満点が800点となる。) (3) 出席委員全員 の点数を合算し、評価の合計点数が満点の60%未満の場合には、指定管理者候補者として適格者なしとする。 (4) (略)

(参考) 堺市指定管理者候補者選定委員会規則第3条第4項 新旧対照表

改正前	改正後
(会議)	(会議)
第3条 1・2・3 (略)	第3条 1・2・3 (略)
4 委員会の議事は、出席委員(議長を除く。)の過半数で決する。	4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
5 (略)	5 (略)